

# JET Report

ジェット レポート

18

vol. 18  
Autumn

コスモス



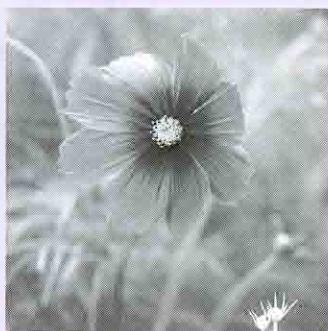
財団法人 電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

# CONTENTS

FOUR SEASONS／季語

## コスモス



コスモスを離れし蝶に谿深し  
(秋桜子)

白や紅色の美しい花を咲かせるコスモスは、日本の秋を代表する花で、和名を秋桜というが、原産国はメキシコである。生命力が強く、川辺や道ばたなどで乱れ咲き、風に揺れる。背景には抜けるような青空がよく似合う。

ギリシャ語では「コスモス」は秩序を意味し、さらに、それ自身の内に秩序と調和を持つ宇宙や世界を意味するようになった。ミクロコスモスといえば小宇宙というように。

ここで大事なことは「秩序と調和」だ。それがなければ宇宙でない、世界ではないのである。そういう思想がここにはある。コスモスの反対語はカオス（混沌）である。カオスから宇宙が生成する。現代はカオスの時代だという。そこからどんな世界が生成するのだろうか。

FOUR SEASONS

## 季語—コスモス

JET SCOPE 1

1

## 中国国家認証認可監督管理委員会と 包括協定を締結

JET SCOPE 2

2

## 電気用品安全法に係る 「輸入電気用品の部品及び附属品の取扱い」

CONFERENCE REPORT

3

## CTL会議だより

海外情報

12

## 台灣標準検験局(BSMI)による JETのISO9000登録証の活用 中国・新認証制度のQ & A

相談事例集

13

## 皆様のご相談にお答えします

JET INFORMATION

14

## JETホームページのご案内 刊行物のご案内

15

## JET認証部品等登録サービスのご案内 試験現場NOW<10> 横浜事業所の自販機・水物グループ

16

中国・新強制認証制度の業務に関し

## 中国国家認証認可監督管理委員会と 包括協定を締結

中国はWTO加盟に伴い、これまでのCCIBマーク及びCCEEマークを廃止し、CCCマークに一本化しました。JETはその認証制度の管理監督当局の「国家認証認可監督管理委員会(CNCA)」と認証業務における包括協定に調印しました。

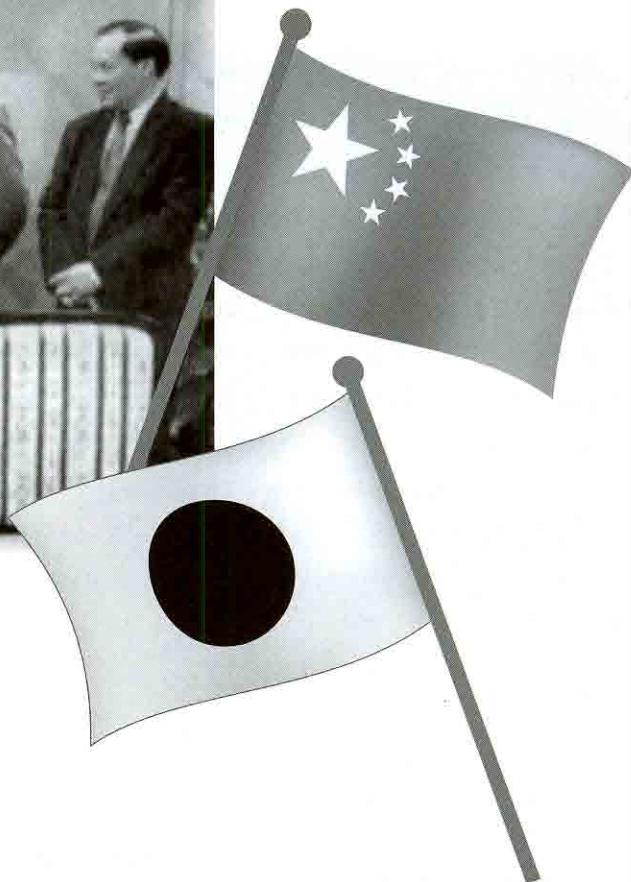
調印式は5月28日CNCAで行われ、この包括協定によりJETは製品試験、初回及び定期工場検査を受託、および依頼する前提が整いました。



写真中央：CNCA王鳳清主任、その左：JET高木理事長  
(写真：2002年5月29日付 中国・国門時報より転載)

引き続きJETはCNCAから指定された中国の認証機関と実務協定の締結交渉を進めており、同時にJETが受託できる品目の大幅な拡大も図っているところです。

締結が完了すれば、その認証機関との協力のもとに、JETが製品の安全・EMC試験、及び工場検査を実施することができ、中国に試験品を送付したり、中国機関からの工場検査員派遣の必要がなくなり、認証取得者には大変便利になります。中国の認証取得の際には是非JETをご活用下さいますよう、お願い申し上げます。



関連記事：中国・新認証制度のQ&A(P15.P16)

書籍「CCC認証制度に伴う施行規則(和訳版)」  
販売のご案内(P21)

(国際事業部)

## 電気用品安全法に係る 「輸入電気用品の部品及び 附属品の取扱い」 ～当分の間の運用～

経済産業省(METI)と(社)日本電機工業会(JEMA)製品安全制度技術専門委員会との間で取り纏められました電気用品安全法(通称:電安法)に係る「輸入電気用品の部品及び附属品の取扱い」についてご紹介するとともに、当該取扱いに関する今後のMETIの対応についてご説明いたします。

### 1. METI-JEMA間で取り纏められた 「輸入電気用品の部品及び附属品の 取扱い」のご紹介

輸入事業者に係る電安法の義務の適用につきましては、JET Report vol.15(平成13年10月30日発行)でご紹介いたしました。その後、輸入電気用品の部品及び附属品の取扱いについて、METIとJEMA製品安全制度技術専門委員会との間で、安全性の確保を図りつつ、より合理的な運用方法についての検討が重ねられ、去る平成14年6月11日に輸入電気用品の部品及び附属品について、以下の取扱いで運用する旨の合意が成されましたので、ご紹介します。

### 2. 今後のMETIの対応

METIでは、JEMA取扱い家電製品以外の電気製品についても、当分の間、「輸入電気用品の部品及び附属品の取扱い」と同様の取扱いで運用していくこととしています。

また、METIとしては、本取扱いが事業者により適切に運用されるかどうかについて注視するとともに、本取扱いを拡大解釈し届出等を行わないといった法令違反(検査等を全く行っていない、補修用部品の管理不徹底による一般販売等々)が判明した場合には、直ちに本運用を取り止め、届出等所定の手続きを行わせることとしています。

METI-JEMA間で  
取り纏められた  
取扱い

JEMA製品安全制度技術専門委員会発行  
「輸入電気用品の部品及び附属品の取扱い」をP4~P10に転載  
※掲載の都合上、表の枠組みを一部加工しておりますが、内容は  
JEMA発行文書と同一となっております。

## 輸入電気用品の部品及び附属品の取扱い

作成：平成14年6月11日

発行：社団法人 日本電機工業会  
製品安全制度技術専門委員会

本資料は、輸入電気用品の部品及び附属品の取扱いについて、経済産業省のご協力を得て、JEMA／製品安全制度技術専門委員会において取り纏めたものであり、当分の間、この取扱いにより運用してもよいものとする。

なお、この取扱いにおいて疑義が生じた場合は、速やかに経済産業省（製品安全課／電力安全課）と協議し、その指示に従うものとする。

**序文** 電気用品を製造又は輸入する事業者には、電気用品安全法に基づく法的義務が課せられており、その部品及び附属品についてもそれらが電気用品である場合には同様に法的義務が課せられている。本取扱いは、輸入電気用品の部品及び附属品について、旧電気用品取締法における運用実態を踏まえ、さらに、「電気用品の安全確保につき民間事業者の自主的な活動を促進する」との電気用品安全法の法目的の趣旨を踏まえ、別紙のとおり取り纏めたものである。

事業者にあっては、別紙の取扱いを行うにあたり、上記制定趣旨を十分理解した上で、適正な運用に努められたい。

**1. 適用範囲** この資料は以下の部品及び附属品の取扱いについて取り纏めたものである。

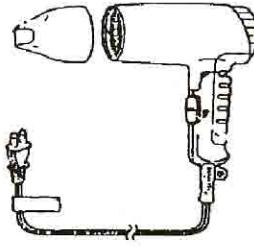
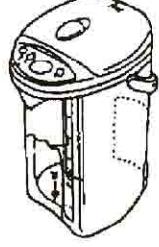
- (1) 輸入される電気製品本体に組み込まれている電源コード等の部品
- (2) 輸入される電気製品本体に同梱されるコードセット
- (3) 国内の製造事業者が電気製品本体に組み込むために自ら輸入する部品及び附属品（部品及び附属品として単独で販売しない場合に限る。）
- (4) 補修のために輸入する上記(1)～(3)の部品及び附属品（ここでいう補修用の部品及び附属品とは、事業者が数量・出荷先を管理し、当該電気製品のみに使用され、他の電気製品への転用及び一般販売用等に供せないよう管理の徹底を図ったものに限る。）

**2. 定 義** 表中で用いる主な用語の定義は次による。

- (1) 電源コード：コードと差込プラグを一体成形したもの。
- (2) コードセット：コード、差込プラグ、並びに器具用差込プラグ又はコードコネクターボディを一体としたもの。
- (3) 電源コード等：電源コード、ヒューズ、スイッチ等、電気用品安全法の対象となる部品を含めた総称

## 輸入電気用品の部品及び付属品の取扱い

### 【I】電気用品：完成品が特定電気用品以外の場合

輸入形態		完 成 品			機 器 組 込 み 用		
品 名	電源コード	本 体	部 品	同 梱 の 附 属 品	ア センブ リ 品	電 源 コ ド*	コ ド
(例) 毛髪乾燥機	プラグ付 コード一体 成形				電源コードユニット コードリールAssy		
電気湯沸器	マグネット プラグ付				基板ユニット 電源コード付		
a. 届出	○	△	○	▲	△	△	△
b. 基準適合	○	△	○	▲	△	△	△
c. 表示	○	△	○	▲	△	△	△
d. 検査（記録の作成保存）	○	△	○	▲	△	△	△
e. 適合性検査	—	△	○	▲	△	△	△
《記号の定義》 ○：法の適用を受け、その義務を履行しなければならない。 —：特定電気用品以外の電気用品であるため、法の適用は受けない。 △：完成品としての法の義務履行によって、部品の法的義務が担保されるので、適用しない運用とする。 ▲：著しい汎用性がない場合に限り、完成品としての法の義務履行によって、部品の法的義務が担保されるので、適用しない運用とする。	輸入される電気製品本体の扱い。  a.届出 b.基準適合 c.表示 d.検査 の法的義務履行が必要。	輸入される電気製品本体に組み込まれている電源コード等の扱い。	輸入される電気製品本体に同梱されるコードセットの扱い。	国内の製造事業者が電気製品本体に組み込むために自ら輸入する部品及び附属品の扱い。 (部品及び附属品として単独で販売しない場合に限る。)			
【適用条項】 a.届出：法第3条(事業の届出)及び第5条(変更の届出) b.基準適合：法第8条1項(基準適合義務) c.表示：法第10条(表示) d.検査：法第8条2項(検査及び検査記録の保存義務) e.適合性検査：法第9条(特定電気用品の適合性検査)	上記機器組込み用等部品及び著しい汎用性がないコードセットの扱い  a.届出：完成品の届出義務履行によって、部品の届出義務が担保される。 b.基準適合：完成品の基準適合義務履行によって、部品の基準適合義務が担保される。 c.表示：完成品に <sup>PS</sup> <sub>E</sub> マーク及び「届出事業者」等適正な表示が付されていれば、部品個々の表示は不要。 d.検査（記録の作成保存）：完成品1品毎の検査義務を履行することによって、部品個々の検査は担保される。 ただし、完成品においてコードセットを一体として検査しない場合は、法に基づく検査（外観・絶縁耐力・通電）を実施すること。 e.適合性検査：完成品の法の義務履行によって、部品の法的義務が担保される。						

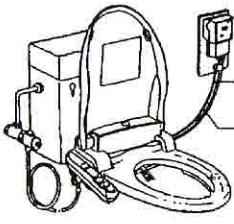
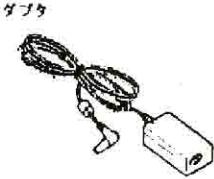
平成14年6月11日

J E M A 製品安全制度技術専門委員会

部 品								
プラグ	ヒューズ	同梱用	コードセット	補修用(サービスパーツ)	コード	ヒューズ	コードセット	一般販売用 (市販製品)
差込プラグ	温度ヒューズ			電源コード	コード	温度ヒューズ		差込プラグ
								
差込プラグ	電流ヒューズ					電流ヒューズ		マグネットプラグ
								
マグネットプラグ								コードセット
								
		著しい汎用性				著しい汎用性		電源コード
		あり	なし			あり	なし	
△	△	○	▲	△	△	△	○	▲
△	△	○	▲	△	△	△	○	▲
△	△	○	▲	△	△	△	○	▲
△	△	○	▲	△	△	△	○	▲
△	△	○	▲	△	△	△	○	▲
		△	△	△	△	△	○	○
入される電気製品本体に組込まれている電源コード等、輸入される電気製品本体に同梱されるコードセット及び国内の製造業者が電気製品本体に組み込むために自ら輸入する部品及び附属品の補修用部品及び附属品(サービスパーツ)の扱い。 (ここでいう補修用の部品及び附属品とは、事業者が数量・出荷先を管理し、当該電気製品のみに使用され、他の電気製品への転用及び一般販売用等に供せないよう管理の徹底を図ったものに限る。)								
<b>著しい汎用性があるコードセットの扱い</b> 著しい汎用性があるコードセットは、それぞれの電気用品でそれぞれの法的義務の履行が必要。無表示であることによる誤使用の事故を防止する観点から他の電気製品との著しい汎用性を有する電源コードセットは下記の扱いとなる。								
<ul style="list-style-type: none"> <li>著しい汎用性のあるコードセットとは、他の電気製品との共通使用が可能で、かつ、共通使用により電気製品の安全性が確保されなくなるものをいう。</li> <li>電気用品安全法に基づく省令第1項 別表第四6(1)ニ(ホ)a、省令第2項(電気用品の技術上の基準を定める省令の取り扱い細則)及びJISC 8303/8358等で規定されている標準寸法/定格が規定され、他の電気製品との共通使用が明らかなものについては、「著しい汎用性があるもの」として扱う。この場合において、コードセットが他の電気製品への転用を禁止する手段を講じているものにあっては、この限りではない。</li> </ul> <p>(例 構造による手段：器具用差込みプラグ等に 凸 等を設け、標準形状のプラグ受けへの接続が容易にできないような形状としたもの。</p> <p>表示による手段：「コードセット又は電気製品本体」及び取扱説明書等に、当該製品(機種)以外の製品等に転用しない旨の表示を施したもの。)</p>								
輸入事業者が市販又は機器メーカー等へ販売する目的で輸入する場合の扱い。								
①それぞれの電気用品名で対象 ②それぞれの法的義務履行が必要。								

## 輸入電気用品の部品及び付属品の取扱い

### 【II】電気用品：完成品が特定電気用品の場合

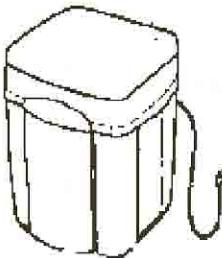
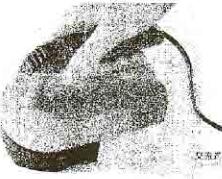
品名	電源コード	完成品			機器組込み用			
		本体	部品	同梱の附属品	アセンブリ品	電源コード	コード	
電源コード等	コードセット							
(例) 自動洗浄 乾燥式便座	漏電遮断器付				漏電遮断器		 	
直流電源 装置	機器用 コネクタ付	 			差込 プラグ	 	 	
a. 届出	○	○	△	○ ▲	○	△	△	△
b. 基準適合	○	○	△	○ ▲	○	△	△	△
c. 表示	○	○	△	○ ▲	○	△	△	△
d. 検査(記録の作成保存)	○	○	△	○ ▲	○	△	△	△
e. 適合性検査	○	○	△	○ ▲	○	△	△	△
〔記号の定義〕	輸入される電 気製品本体の 扱い。	輸入される電 気製品本体に 組み込まれて いる電源コード 等の扱い。	輸入される電 気製品本体に 同梱されるコ ードセットの扱い。	国内の製造事業者が電気製品本体に組み込む ために自ら輸入する部品及び附属品の扱い。 (部品・附属品として単独で販売しない場合に限る)				
○：法の適用を受け、その義務 を履行しなければなら ない。								
△：完成品としての法の義務履 行によって、部品の法的義 務が担保されるので、適用 しない運用とする。	a. 届出 b. 基準適合 c. 表示 d. 検査 e. 適合性検査 の法的義務履 行が必要。	上記機器組込み用等部品及び著しい汎用性がないコードセットの扱い						
▲：著しい汎用性がない場合に 限り、完成品としての法の義 務履行によって、部品の法的 義務が担保されるので、適 用しない運用とする。				a. 届出：完成品の届出義務履行によって、部品の届出義務が担保される。 b. 基準適合：完成品の基準適合義務履行によって、部品の基準適合義務が担保される。 c. 表示：完成品に <sup>PS</sup> マーク及び「届出事業者」等適正な表示が付されていれば、 部品個々の表示は不要。 d. 検査(記録の作成保存)：完成品1品毎の検査義務を履行することによって、 部品個々の検査は担保される。 ただし、完成品においてコードセットを一体として検査しない場合は、 法に基づく検査(外観・絶縁耐力・通電)を実施すること。 e. 適合性検査：完成品の法の義務履行によって、部品の法的義務が担保される。				
【適用条項】	a. 届出：法第3条(事業の届出) 及び第5条(変更の届出) b. 基準適合：法第8条1項(基準 適合義務) c. 表示：法第10条(表示) d. 検査：法第8条2項(検査及び 検査記録の保存義務) e. 適合性検査：法第9条(特定電 気用品の適合性検査)	漏電遮断器については、他の部品と異なり、それ自身が能動的な動作を行うことから、 過電流引外し特性及び漏電引外し特性を完成品一品毎に行うこととしており 漏電遮断器のみで対象とし、それぞれの法的義務を履行することが必要。						

平成 14 年 6 月 11 日  
J E M A 製品安全制度技術専門委員会

部 品																	
プラグ	ヒューズ	同梱用		補修用(サービスパーツ)				一般販売用 (市販製品)									
		コードセット	電源コード	コード	ヒューズ	コードセット											
差込プラグ	温度ヒューズ				温度ヒューズ			差込プラグ									
差込プラグ	電流ヒューズ				電流ヒューズ			マグネットプラグ									
機器用コネクター								コードセット									
		著しい汎用性						電源コード									
		あり	なし														
△	△	○	▲	△	△	△	○	▲	○								
△	△	○	▲	△	△	△	○	▲	○								
△	△	○	▲	△	△	△	○	▲	○								
△	△	○	▲	△	△	△	○	▲	○								
△	△	○	▲	△	△	△	○	▲	○								
		輸入される電気製品本体に組込まれている電源コード等、輸入される電気製品本体に同梱されるコードセット及び国内の製造事業者が電気製品本体に組み込むために自ら輸入する部品及び附属品の補修用部品及び附属品(サービスパーツ)の扱い。 (ここでいう補修用の部品及び附属品とは、事業者が数量・出荷先を管理し、当該電気製品のみに使用され、他の電気製品への転用及び一般販売用等に供せないよう管理の徹底を図ったものに限る。)															
		輸入事業者が市販又は機器メーカー等へ販売する目的で輸入する場合の扱い。															
		①それぞれの電気用品名で対象。 ②それぞれの法的義務履行が必要。															
著しい汎用性があるコードセットの扱い																	
著しい汎用性があるコードセットは、それぞれの電気用品でそれぞれの法的義務の履行が必要。無表示であることによる誤使用の事故を防止する観点から他の電気製品との著しい汎用性を有する電源コードセットは下記の扱いとなる。																	
・著しい汎用性のあるコードセットとは、他の電気製品との共通使用が可能で、かつ、共通使用により電気製品の安全性が確保されなくなるものをいう。																	
・電気用品安全法に基づく省令第1項 別表第四6(1)ニ(ホ)a、省令第2項(電気用品の技術上の基準を定める省令の取り扱い細則)及びJISC8303/8358等で規定されている標準寸法/定格が規定され、他の電気製品との共通使用が明らかなものについては、「著しい汎用性があるもの」として扱う。この場合において、コードセットが他の電気製品への転用を禁止する手段を講じているものにあっては、この限りではない。																	
(例 構造による手段：器具用差込みプラグ等に凸等を設け、標準形状のプラグ受けへの接続が容易にできないような形状としたもの。																	
表示による手段：「コードセット又は電気製品本体」及び取扱説明書等に、当該製品(機種)以外の製品等に転用しない旨の表示を施したもの。)																	

## 輸入電気用品の部品及び付属品の扱い

### 【III】電気製品：完成品が電気用品対象外の場合

輸入形態		完成品			機器組込み用		
品名	電源コード	本体	部品	同梱の附属品	アセンブリ品	電源コード	コード
			電源コード等	コードセット			
(例) 生ごみ 処理機 (ディスポーザー -除く)	プラグ付コード 一体成形				電源コードユニット コードリールAssy 		
毛玉取器	機器用 コネクター付				基板ユニット 電源コード付  基板ユニット 電流ヒューズ付 		
a. 届出	—	*	○	*	*	*	*
b. 基準適合	—	*	○	*	*	*	*
c. 表示	—	*	○	*	*	*	*
d. 検査（記録の作成保存）	—	*	○	*	*	*	*
e. 適合性検査	—	*	○	*	*	*	*
《記号の定義》	輸入される電気製品本体の扱い。		輸入される電気製品本体に組み込まれて同梱されるコードセットの扱い。		国内の製造事業者が電気製品本体に組み込むために自ら輸入する部品及び附属品の扱い。 (部品・附属品として単独で販売しない場合に限る)		
○: 法の適用を受け、その義務を履行しなければならない。							
—: 完成品が電気用品対象外であるため、法の適用を受けない。							
*: 完成品が電気用品対象外であるため、当該部品単体では適用しない運用とする。							
【適用条項】					上記機器組込み用等部品及び著しい汎用性がないコードセットの扱い		
a. 届出 : 法第3条(事業の届出) 及び第5条(変更の届出)					完成品が電気用品対象外であるため、当該部品単体では適用しない運用とする。		
b. 基準適合: 法第8条1項(基準適合義務)							
c. 表示 : 法第10条(表示)							
d. 検査 : 法第8条2項(検査及び検査記録の保存義務)							
e. 適合性検査 : 法第9条(特定電気用品の適合性検査)							

平成14年6月11日

J E M A 製品安全制度技術専門委員会

部 品								一般販売用 (市販製品)
プラグ	ヒューズ	同梱用 コードセット	補修用(サービスパーツ) 電源コード	コード	ヒューズ	コードセット		
差込プラグ	温度ヒューズ				温度ヒューズ		差込プラグ	
								
差込プラグ	電流ヒューズ				電流ヒューズ		マグネットプラグ	
								
マグネットプラグ							コードセット	
								
		著しい汎用性					電源コード	
		あり	なし					
*	*	○	*	*	*	*	電流ヒューズ	
*	*	○	*	*	*	*		
*	*	○	*	*	*	*		
*	*	○	*	*	*	*		
*	*	○	*	*	*	*		
輸入される電気製品本体に組込まれている電源コード等、輸入される電気製品本体に同梱されるコードセット及び国内の製造事業者が電気製品本体に組み込むために自ら輸入する部品及び附属品の補修用部品及び附属品(サービスパーツ)の扱い。 (ここでいう補修用の部品及び附属品とは、事業者が数量・出荷先を管理し、当該電気製品のみに使用され、他の電気製品への転用及び一般販売用等に供せないよう管理の徹底を図ったものに限る。)								輸入事業者が市販又は機器メーカー等へ販売する目的で輸入する場合の扱い。
著しい汎用性があるコードセットの扱い 著しい汎用性があるコードセットは、それぞれの電気用品でそれぞれの法的義務の履行が必要。無表示であることによる誤使用の事故を防止する観点から他の電気製品との著しい汎用性を有する電源コードセットは下記の扱いとなる。 ・著しい汎用性のあるコードセットとは、他の電気製品との共通使用が可能で、かつ、共通使用により電気製品の安全性が確保されなくなるものをいう。 ・電気用品安全法に基づく省令第1項 別表第四6(1)ニ(ホ)a、省令第2項(電気用品の技術上の基準を定める省令の取り扱い細則)及びJISC8303/8358等で規定されている標準寸法/定格が規定され、他の電気製品との共通使用が明らかなものについては、「著しい汎用性があるもの」として扱う。 この場合において、コードセットが他の電気製品への転用を禁止する手段を講じているものにあっては、この限りではない。 (例 構造による手段：器具用差込みプラグ等に凸等を設け、標準形状のプラグ受けへの接続が容易にできないような形状としたもの。 表示による手段：「コードセット又は電気製品本体」及び取扱説明書等に、当該製品(機種)以外の製品等に転用しない旨の表示を施したもの。)								①それぞれの電気用品名で対象。 ②それぞれの法的義務履行が必要。

著しい汎用性があるコードセットの扱い

著しい汎用性があるコードセットは、それぞれの電気用品でそれぞれの法的義務の履行が必要。無表示であることによる誤使用の事故を防止する観点から他の電気製品との著しい汎用性を有する電源コードセットは下記の扱いとなる。

- ・著しい汎用性のあるコードセットとは、他の電気製品との共通使用が可能で、かつ、共通使用により電気製品の安全性が確保されなくなるものをいう。
- ・電気用品安全法に基づく省令第1項 別表第四6(1)ニ(ホ)a、省令第2項(電気用品の技術上の基準を定める省令の取り扱い細則)及びJISC8303/8358等で規定されている標準寸法/定格が規定され、他の電気製品との共通使用が明らかなものについては、「著しい汎用性があるもの」として扱う。

この場合において、コードセットが他の電気製品への転用を禁止する手段を講じているものにあっては、この限りではない。

(例 構造による手段：器具用差込みプラグ等に凸等を設け、標準形状のプラグ受けへの接続が容易にできないような形状としたもの。

表示による手段：「コードセット又は電気製品本体」及び取扱説明書等に、当該製品(機種)以外の製品等に転用しない旨の表示を施したもの。)

# Q & A

輸入電気用品の部品及び附属品の取扱いで重要と思われる事項について、Q & A方式で補足いたします。



**Q1** 「完成品としての法の義務履行によって部品の法的義務が担保される場合」に当該取扱いが適用できるが、具体的に、完成品としての法の義務はどのように履行すればよいのか？



**A1** 部品の法的義務を担保するための完成品にかかる各種義務の履行方法及び考え方は、概ね次のとおりです。

①事業の届出：完成品の届出義務履行によって、部品の届出義務が担保されます。

②基準適合：完成品の基準適合義務履行によって、部品の基準適合義務履行が担保されます。

③表示：完成品に「PSEマーク」、「届出事業者名」等、適正な表示が付されていれば、部品個々の表示は不要となります。

④検査：完成品一品毎の検査義務を履行することによって、部品個々の検査は担保されます。ただし、完成品においてコードセットを一体として検査しない場合は、法に基づく検査（外観・絶縁耐力・通電）を実施する必要があります。

⑤適合性検査：完成品の法の義務履行によって、部品の法的義務が担保されます。



**Q3** 当該取扱いに該当するサービスパーツを系列の修理会社を通して販売しているが、顧客が限定されていることから、電安法の販売の制限に抵触しないものと解釈し、表示等の義務は履行していない。今後は電安法の義務を履行する必要があるのか？



**A3** 基本的には、電安法の義務を履行する必要があるものの、貴社が数量・出荷先を管理し、当該電気製品のみに使用され、他の電気製品への転用及び一般販売用等に用いられないよう管理の徹底を図る場合に限り、当該取扱いが適用できます。



**Q4** 電気用品によっては、技術基準で「漏電遮断器」の本体への取り付けを義務づけていますが、部品としての漏電遮断器は、当該取扱いを適用できるか？



**A4** 漏電遮断器については、他の部品と異なり、それ自身が能動的な動作を行うことから、過電流引出し特性及び漏電引出し特性を完成品一品毎に行うこととしており、漏電遮断器のみで対象とし、電安法の義務を履行する必要があります。従って、当該取扱いは適用できません。



**Q2** 基本的に、「著しい汎用性があるコードセット」は、それぞれの電気用品でそれぞれの法的義務の履行が必要となるが、「著しい汎用性がないもの」とみなされるための「他の電気用品への転用を禁止する手段」とは具体的にどのようなことか？



一般的に認められる方法として、次の二つの手段があります。これらの手段を講じた場合は、「著しい汎用性がないもの」として、当該取扱いが適用できます。

①構造による手段：器具用差込みプラグ等に凸等を設け、標準形状のプラグ受けへの接続が容易にできないような形状としたもの

②表示による手段：「コードセット又は電気製品本体」及び取扱説明書等に、当該製品（機種）以外の製品等に転用しない旨の表示を施したもの



**Q5** 当該取扱いに疑義が生じた場合、どのようにすればよいのか？



速やかにMETI（電力安全課／製品安全課）と協議し、その指示に従う必要があります。なお、経済産業省との協議については、JETの総合支援サービスをご利用いただければ、事業者の皆様に代わってJETが対応させていただきます。

※無断転載を禁ず

(企画広報部)

# Conference Report

## CTL会議だより

今年もIECEE-CB CTL会議(CBスキームに参加している試験所を中心としたメンバーが、CBスキームにおける試験に係わるあらゆる事項を話し合う会議)が6月4～6日にドイツのケルンで開催され、種々の事項について、意見交換が行われました。

今回の会議では、IEC／TC61(家電機器関連の専門委員会)の委員長を特別ゲストに迎え、IEC60335-1の規格に関連し、グローワイマー試験の適用範囲(電気的接続部から3mm以内)の解釈についてプレゼンテーションが行われたほか、各議題の中で活発な意見交換が実施されました。

CBスキームに係わる製造者にとって特筆すべき話題には、OSM決定シート(OSMはOperational Staff Meeting の略でヨーロッパ規格に関する解釈、試験方法等についての問題点を討議し、解決の方向付けを行う会議。その決定事項がOSM決定シートとして発行され、ヨーロッパの試験機関の間で使用されている)またはCTL決定シートをWEBサイト上で公開すべきかどうかという話題がありました。

各国代表による採決では、パスワードを使用(試験機関以外は、非公開)すべきであるとする国とフリーとすべきであるとする国の割合が13対22との結果となり、すでに上部の会議(CMC会議)で原則公開を決定しているにもかかわらず、容易に公開すべきでないとする意見が多くあることに驚かされました。

### 会議での主な話題

- ◆供試品の写真をCB試験レポートに添付するためのガイドラインを作成する。
- ◆IEC規格には、各国のプラグの寸法詳細を規定している規格がないが、ホームページ上に各国のプラグの寸法規定を公開し、CB試験においては、試験を実施する試験所がその寸法確認を行う必要があることが確認された。
- ◆SMT(製造者の試験所におけるCBTL立ち会いの下の試験)試験所についても、通常のCBTL(CB試験所)と同様に技能試験プログラム(PTP: Proficiency Testing Program)に参加する必要があることが確認された。
- ◆CMCからの要請により、CB試験における測定の不確かさについて、手順書を作成したが、将来は手順書に事例集を加えることとした。また、測定の不確かさについては、ILAC(国際試験所認定会議)との関係を密にすることが確認された。
- ◆CB試験における供試品に対する定義付けについて、CMCが決めた内容をCTLとして見直した結果、ある一定の条件を満たせば試作品でもよいと変更した。



- ◆以前にPTPを実施した温度試験やボールプレッシャー試験について、再度実施する事が確認された。
- ◆CBTL再査時の技能(アース導通、タッチカレント、抵抗法温度上昇、サーモカップ温度上昇、ボールプレッシャー、グローワイマー、絶縁抵抗、絶縁距離等)確認用として、PTPに使用しているようなパターン化された模擬サンプルを使用することについて検討を行うこととした。
- ◆CTL-ETF(技術専門家メンバー)の活動に製造者及びTCの代表を加えるための条件(例えば、メンバーボディーによる推薦)について検討を行うこととした。
- ◆現在、WEBサイト上で一般に公開されている照明機器関連のOSM決定シートについて、CTLの決定シートとするための検討を開始する。また、その他の分野においても、対応するOSM決定シートを確認し、公開する予定である。

また、今回は会議に先立ち、各試験所が参加して昨年実施されたスイッチの温度試験及び絶縁距離についての技能試験プログラム(PTP)の結果をうけて、ワークショップが開催されました。

ワークショップでは、特に絶縁距離の測定において、最短距離の選択も含めバラツキが大きく問題となつたため、引き続きPTPを実施することとしたほか、次のようなことが確認されました。

- ◆試験所間比較試験の必要性と何らかのガイドが必要であること。
- ◆再現性のあるPTPを実施する必要から、ワークショップを定期的に開催すること。
- ◆試験結果の再現性を考慮した方法を考慮する。
- ◆規格に規定された通りの試験装置を使用する。
- ◆試験所に対してフォーラムを開催し、試験上の問題点を確認し、討議する。
- ◆試験所技術者に対して、PTP試験を通して必要なトレーニングを実施する。

次回は2003年の5月26日から29日の予定で、シンガポールにおいて開催されます。

(技術規格部)



# 海外情報

## 台湾標準検験局(BSMI)による

JETは台湾経済部標準検験局

(BSMI : Bureau of Standards,Metrology and Inspection)の海外パートナーとしてBSMIとの間ににおいてISO9000品質管理システムの登録に関する覚書を締結しました。

これにより、BSMIの強制製品認証制度に基づき、日本のメーカーが台湾へ家電製品を輸出する場合、BSMIが日本の工場を審査することなく認証が受けられるようになりました。

### 1. 背景

2003年1月1日より台湾では、商品登録検証弁法(Measure Governing Registration of Product Certification)に基づいた強制製品認証制度が実施されます。従来、当制度と輸入検査制度の2通りのうちから選択できましたが、来年からは輸入検査がなくなり、強制認証制度のみになります。

### 2. 台湾の強制製品認証制度の要求事項

この制度のもとにおいてカバーされる電気製品は、電気安全試験レポート、EMC試験レポート及びISO9000登録証が要求されます。日本の製造者が製品を輸出する場合、以下によって入手した試験レポート等を申請書と共にBSMIに申請する必要があります。

- (1) 電気安全：BSMIが指定した台湾の試験所で試験を実施する。
- (2) EMC：BSMIが指定した台湾の試験所、または認定を受けた日本の機関で試験を実施する。
- (3) ISO9000登録証：BSMI、またはBSMIとMOUを有する海外機関が該当工場を訪問して審査を実施しISO9000認証登録を行う。

このうちISO9000登録証については、JETに既に登録されている日本の工場についてはJETからBSMIに所定の手続きを行うことによって認証書を取得できることになりました。

### 3. JETの役割

JETはBSMIとISO9000登録証活用に関する相互受け入れの覚書を締結しました。JETが発行したISO9000認証登録の結果をBSMIが活用し、BSMIのISO9000認証登録を行えることになりました。JETは、ご要望によりBSMIへの認証登録の手続きを行います。

BSMIへISO9000の認証登録を行うことにより、BSMIの強制製品認証制度のもとで要求される初回工場調査は必要なくなり、またJETがISO9000の定期審査を行う事により定期工場調査も必要なくなります。

### 4. BSMIのISO9000認証登録を受ける為のJETへの手続き

以下の書類をBSMI登録申込書と共にJETへ提出して頂ければ、図のような手順に従って手続きを開始いたします。

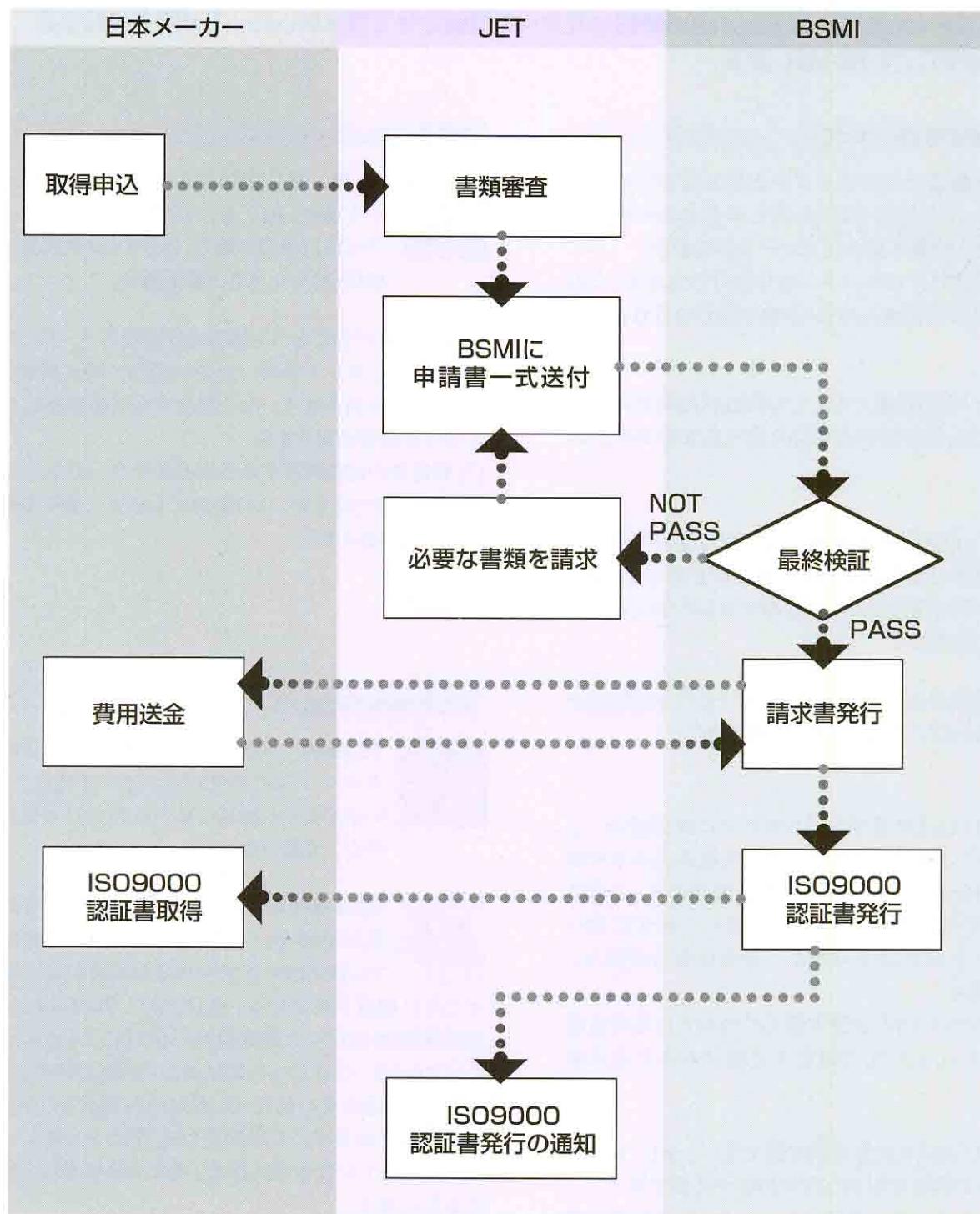
- (1) JETが発行した英文のISO9000登録証(該当する場合付属書を含む)コピー
- (2) 初回審査または最新の更新審査の報告書
- (3) 上記(2)における不適合に対する是正処置計画書または是正処置報告書(該当する場合)
- (4) 最新の定期査察の報告書
- (5) 上記(4)における不適合に対する是正処置計画書または是正処置報告書(該当する場合)

注：(2)～(5)の計画書及び報告書は英文が要求されます。



# JETのISO9000登録証の活用

## BSMIのISO9000認証書取得の申請手順



BSMIのISO9000認証登録をご希望の方は、当所ISO登録センターに申し込みの手続きをお願い致します。

お申込先 ISO登録センター

品質認証部 TEL:03-3466-9741 FAX:03-3466-8388 Eメール:jetqm@jet.or.jp

(国際事業部)



# 海外情報



～解説セミナーにおける質疑応答から～

## 中国・新認証制度のQ&A

中国国家認証認可監督管理委員会(CNCA)から6名の講師を招聘し、去る4月16日(東京)と4月18日(大阪)に、新認証制度の解説セミナーを開催させて頂きました。その際の質疑応答の要点をここに紹介致します。

### 対象・非対象の扱いについて

**Q1** 対象品であるケーブルを対象品目ではないセット品に使う場合、即ち非対象品の内部に使う対象部品はCCCマークが必要か。  
例えば1. 1kW以上のモーターは対象外であるが、このリード線はCCC認証済みのリード線を使わなければならないか。

**A1** セットが対象でなくても部品が対象であればCCC認証済みの部品を使う必要があります。

**Q2** CCC認証の対象製品で、中国国内で作って中国で使うものはCCC認証が必要であるが、中国で製造し100%輸出するものはCCC認証は必要か。

**A2** 契約があって100%輸出向けと言う契約書があればCCCの認証は不要です。

**Q3** (1) CCEE及びCCIBをすでに取得済み。しかし、両マークのない部品を組み込んで少量(10台位)のロボット生産設備を作り、これについて認証の免除申請をしていた。新しい制度においても継続して免除申請が可能か。特殊用途の使用として認められるか。  
(2) CCEE及びCCIBの対象外製品に使用される対象部品をサービスパーツとして輸出する場合の考え方は如何か。

**A3** (1) 引続き免除申請可能です。しかし、ビジネスの内容を記載した契約書が必要です。  
(2) 部品扱いが認められます。ただし契約書と、試験機関でも良いし貴社のものでも良いが、安全規格に適合しているというテストレポートが必要です。

### 申請者について

**Q4** (1) 同一製品を異なる国で製造し中国へ輸出する場合、国ごとに工場審査は必要か。  
(2) OEM製造の場合、3Cマークを取得するのはOEM先かまたは製造者か。  
  
**A4** (1) 国ごとの工場審査が必要です。ただし同一シリーズで同一申請の場合、型式試験は1回で済みます。その場合でも工場審査はそれぞれ受ける必要があります。  
(2) 製造者が認証取得する事が必要です。OEM先が申請することはできますが、この場合でも必ず工場の審査は受ける必要があります。

### 認証取得期間について

**Q5** ISO9001、9002の認証を持っている工場の新モデルでCCCを受けたいが、時間はどのくらいかかるか。認証にかかる90日は土日を含むのか、実働日か。  
  
**A5** 90日は受理した日から認証書発行までの最長の期間をいっています。しかし特殊な場合で、例えばサンプルの寿命試験が長い場合はこれに拘束されません。ISO9001、9002はCNCAの認定機関が認定した認証機関の発行によるものかどうかによります。これについては詳しい規程があり、まずシリーズ製品ならその異なった部分のみ試験をして工場検査は省略されます。工場検査は定期検査の時に、今までに取得していたものに加え、新しく追加されたものだけを行います。



## 規格について

**Q6** 新認証は国際的に整合が取れてきたように思う。しかし、以前から中国の実際の運用と国際規格とは差が非常に大きいことを感じている。例えば情報機器のGB4943はIEC60950と同一であるが、実際はGB4943を見るとIEC60950とは差異が明らかに存在する。また規格書に出ていないdeviationが製品試験や工場検査において突然出てくることがあるが、このようなことは今後ないのか、または改められる方向にあるのか。

**A6** CCCの認証は中国国家基準のGB規格が標準となっています。GB規格はISO、IECを基にしているが、最新版とは合わないものもあります。このへんを了承頂きたいと思います。

すなわちISO、IECを参照している部分もあります。今までの検査中に突然わけの分からぬ項目が出てくるということは、今後のCCC認証の検査においてはなくなります。なぜならCNCAでは具体的に検査の項目、方法などを細かく規定した文献を出していて、これは公表されています。したがって実際の認証機関はこれらの実施規則の項目に従って実施していくだけであって、検査員が勝手に検査項目を増したり、勝手な解釈をしたり、また新たな文献を発行したりする事はありません。したがって今までのように急にわけの分らないものが現れるということはなくなります。

## 試験機関の選択について

**Q7** 申請者が認証機関、試験機関を選択できるか。その理由は認証に要する期間が90日の機関よりも80日、70日で認証がおりる機関を選びたいから。

**A7** 申請者は認証機関を選べるが、試験機関は認証機関が指定するので選べません。

## マークについて

**Q8** 認証を受けた後、認証マークを貼って出荷できるが、中国の場合は認証を受けた後、認証マークの指定機関の許可が要るので2～3週間かかる。我々が申請するCQC(認証機関)もCNCAの認証マーク指定機関に入れてもらえないか。

**A8** 新しい制度では認証機関と認証マーク指定機関とは別ですが、システム的にはリンクされていますので、マークを手当てる時にこのリンクを利用すれば期間を短縮することは可能です。例えばデザインについては事前に提出して承認を得るとか、手続き上で工夫して短縮する方法があります。

## 移行期間について

**Q9** CCIB製品の移行について聞きたい。今年の5月1日までしか変更申請は認められなくなるのか。また、IT機器は高調波の規制が追加されたが、高調波の規制は一旦規制されずにCCC認証への移行が認められるが、このあと高調波の規制はどのくらいの猶予期間で、2003年以降適応しなければならないか。

**A9** 強制認証の開始は2003年5月1日からです。ただしこれについては高周波の規格は既存のCCIBやCCEEの対象製品への追加になっているので、2002年5月1日から現行のCCIBの時の規格で申請することもできますし、新しいCCCの認証に適用される規格で申請もできます。もし貴社の製品が新しいGB17625.1の規格で申請して大丈夫と思うのであれば現時点から新しいCCCの認証申請を行っても良いでしょう。高調波の強制実施は2003年5月1日以降です。

(国際事業部)

# 皆様のご相談にお答えします

## 電気用品安全法の対象・非対象事例

### 事例1

この製品は、ブラウン管を有するゲーム機で、ゲーム基板のみ交換することで新しいゲームができるようにしたものです。製品の販売形態としては、ゲーム基板なしで出荷し、別途購入されたゲーム基板を客先にて機械に取り付けることを考えています。この製品は電気用品安全法の対象となりますか。

### JETの判断

当該製品は、ゲーム基板のみ後付けされますが、テレビゲーム機として使用することを前提としたものであり、完成品に相当するものとみなせますので、特定電気用品以外の電気用品の「電子応用遊戯器具」で対象となります。

### 事例2

この製品は、研究室や学校などで検査や観察などに使用するCCDカメラを用いた拡大スコープです。いわゆる顕微鏡に類似の形態をし、ステージに載せた対象物をCCDカメラで撮影して内蔵の液晶モニターに映し出します。また、外部モニターに接続するためのビデオ出力端子もあります。

この製品は電気用品安全法の対象となりますか。

### JETの判断

当該製品は、機能的に光源応用機械器具のビューワーに近いのですが、電子応用機械器具にはこれに相当する電気用品はなく、非対象となります。

### 事例3

この製品は、寝たきり老人が排泄した大、小便をオムツ形状の装着部に取り付けたセンサーが感知し、排泄物の吸引、局部の温水洗浄及び温風乾燥を自動または手動で行えるようにした老人介護装置です。この製品は電気用品安全法の対象となりますか。

### JETの判断

当該製品は、洗浄装置と乾燥装置を備え自動的に洗浄から乾燥まで行えるものなので、用途及び機能から判断し特定電気用品の「自動洗浄乾燥式便器」で対象となります。

## 型式と表示

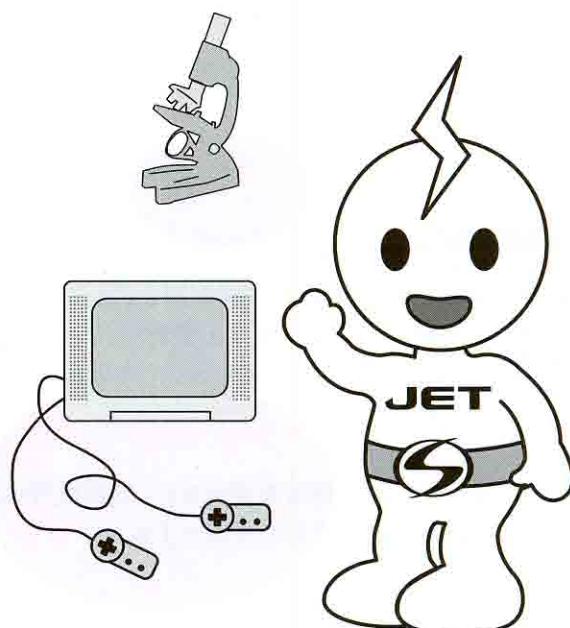
### 事例4

この製品は、蛍光ランプの光束劣化を補正しながら一定出力で点灯させることを意図した電子式蛍光灯用安定器です。具体的には、新品ランプからランプ寿命末期まで管電流を徐々に増加させていくもので、消費電力が初期時20W、末期時30W程度になります。この製品の型式の区分及び定格表示は、どのように扱えばよいですか。

### JETの判断

当該製品の場合、新品ランプ使用開始時とランプ寿命末期との間の特性に差があるものなので、次のように取り扱います。

- ① 型式の区分(適用放電管の消費電力)は、意図した使用範囲における最大値(ランプ寿命末期)とする。
- ② 表示は、最大及び最小の範囲で示すことがやむを得ないものとする。(この取扱いは、旧電気用品取締法施行規則別表第七の備考4に基づき解説されたものです。平成13年4月に定格等の表示要求事項が電気用品技術基準に移行され、これに伴い備考がなくなりましたが、この取扱いについては変更されていません)



## 試験方法

### 事例5

電気用品安全法施行規則別表第三「検査の方式」に基づき「外観、絶縁耐力及び通電」について、一品ごとに技術基準に定める試験の方法又はこれと同等以上の方法により検査を行うことになりますが、特に、製造ライン上での絶縁耐力試験方法で、「これと同等以上の方法による検査」は、どのような試験方法か教えて下さい。

### JETの 判 斷

技術基準には100V機器の場合、絶縁耐力試験は「充電部と器体の表面との間に1000Vの交流電圧を加え、1分間連続してこれに耐えること。」と規定しています。また、同等以上の方法とありますが、電気用品安全法の技術基準では、この方法について具体的な記述内容はありません。

この点の解釈について、所管の役所に確認したところ、JIS規格にある生産工程における取扱いと解釈を引用して行うことで良いとの結論を得ております。(JIS個別規格の製品品目に拠っては、この工場生産の工程に対する記述がないものもありますが、この解釈は全製品品目に適用するとの解釈です)

### JIS参考例

JIS C 9607(電気冷蔵庫及び電気冷凍庫)には次のように規定しています。

「耐電圧試験は、定格電圧が100Vのものは1000V、200Vのものは1500V及び100V以外、又は200V以外のものは、定格電圧の2倍の電圧に1000Vを加えた電圧の周波数50Hz又は60Hzの正弦波に近い交流電圧を、充電部と地絡するおそれがある非充電金属部の間に連続して1分間加える。ただし、工場生産の工程では、上記試験電圧の1.2倍の電圧を1秒間印加して、これに代えることができる。」とあります。

(上記JIS規格のただし書きは、製造ライン上での「全数検査」のみに適用されるものですので、製品の抜取検査等では、代替えの方法は適用できません。技術基準に従い100V機器の場合「1000V1分間」、200V機器の場合「1500V1分間」の絶縁耐力試験を実施して下さい。)

## 検査と検査記録

### 事例6

電気用品安全法の第八条(基準適合義務等)では、「届出事業者は製造あるいは輸入に係わる電気用品について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない(要旨)」とあります。ここにいう「検査」と「検査記録」は具体的にはどのようなことでしょうか。

### JETの 判 斷

「検査」に関しては、電気用品安全法施行規則第11条に「検査の方式」として別表第三とあります。検査を行うべき電気用品を大別して

①特定電気用品 ②特定以外の電気用品とし、①の特定電気用品の場合、電気用品の種類毎にも分けられています。

#### ①特定電気用品について行う検査

##### (A) 製造工程において行う検査(全数検査)

当該電気用品の製造の方法に応じ、かつ、技術基準に適合させるために適当と認められる方法で常時、構造、材質及び性能について行います。この場合、材料又は部品にかかる検査は、購入に際して行う受入検査で当該検査と同等以上と認められるものをもって代えることが出来ます。

##### (B) 完成品について行う検査(全数検査)

電気用品の種類によって異なります。ここでは、直流電源装置を例にとります。当該電気用品の技術基準において定める試験の方法又はこれと同等以上の方法により、次の検査を行います。

外観検査：形状が正しく、組立が良好であることを確認します。

絶縁耐力試験：技術基準に定める絶縁耐力試験を実施します。(事例5における絶縁耐力試験の検査内容を参照下さい。)

通電試験：通電し、正常な動作の確認をします。

##### (C) 試料について行う検査(抜取試験)

当該電気用品に、次に掲げることが生じた場合に適用します。

・主要な材料もしくは部品、設計、製造方法を変更した場合

・製造設備を変更した場合

・材料、部品、半完成品又は完成品を技術基準に適合させるため必要と認められる場合

この試料についての検査は、技術基準に定める試験方法又はこれと同等以上の方法により行います。この場合、材料又は部品にかかる検査は、購入に際して行う受入検査で当該検査と同等以上と認められるものをもって代えることが出来ます。

#### ②特定電気用品以外の電気用品について行う検査(全数検査)

電気用品の種類によって異なります。ここでは、電気冷房機を例にとります。

検査は、特定電気用品の完成品に付いて行う検査(上記①(2)参照)と同様な検査内容となります。

「検査記録」に関しては、施行規則第11条には、届出事業者が検査記録に記載すべき事項は次のとおり定められており、3年間の保存義務があります(様式の決めはありません)。

I : 電気用品の品名及び型式の区分並びに構造、材質及び性能の概要  
II : 検査を行った年月日及び場所

III : 検査を実施した者の氏名

IV : 検査した電気用品の数量

V : 検査の方法

VI : 検査の結果

## JETホームページのご案内

**<http://www.jet.or.jp/>**

J E T では、安全基準等に関する最新のトピックスや、J E T の業務に関する内容をいち早く皆様にお届けするために、ホームページに各種情報を掲載しております。また、実際に各種試験やサービスをお申込頂く際にご利用いただけるフォーマットもご提供しております。そこで今号では、ホームページに掲載されております主要な項目についてご案内いたしますので、是非お役立て下さい。



### トピックス

#### ■ what's new

ホームページの更新内容や、法律等の改正、国際情報に関する速報が掲載されます。これまでには、電気用品取締法から電気用品安全法への改正内容、技術基準の改正内容、中国認証制度の動向等について掲載しております。最新の情報についてはまずこちらをチェック下さい。

#### ■ セミナーのご案内

今後開催されるセミナーのご案内が掲載されます。

#### ■ 刊行物のご案内

J E T で発行しております各種書籍のご案内が掲載されます。現在、「C C C 認証制度に伴う施行規則（和訳版）」、「電気用品安全法入門」、「中国の新しい強制製品認証制度について」「“型式の区分”の解説」、「J 6 0 3 3 5 - 1 （J E T 版）」等の販売のご案内及びお申込方法が掲載中で、事業者のみなさまにご利用を頂いております。

### TOP PAGE

The screenshot shows the JET homepage with a purple header. The main menu includes 'TOPICS' (with a blue oval), 'S-JET認証' (with a blue oval), 'EMC試験センター' (with a blue oval), 'IEC登録センター' (with a blue oval), '環境アセスメント情報' (with a blue oval), '電気界と標準' (with a blue oval), '事業用のご案内' (with a blue oval), 'リンク集' (with a blue oval), and 'お問い合わせフォーム' (with a blue oval). A search bar is located at the top right. The footer contains the JET logo and address: 'JET 財団法人 電気安全環境研究所' and '〒151-0054 東京都渋谷区代々木2-14-12 TEL 03-3466-8162 / FAX 03-3466-5156'.

### TOPICS

The screenshot shows the 'TOPICS' section of the JET homepage. It features a sidebar with links like 'HOME', 'TOP PAGE', and 'TOPICS'. The main area lists several news items with small icons and dates. Some items have blue ovals around them. The footer of the page includes the JET logo and address.

# DENKI



## 電気と安全な暮らし

消費者の皆様を対象に、電気用品に関する法律・マークや、電気製品の安全な使い方について分かりやすく説明しているページです。法律の沿革や規制の内容についても簡単にご説明しておりますので、販売事業者様からのお問い合わせや、各種社内研修等にぜひご利用下さい。

## お申込フォーマット

JETに試験や各種ご相談をお申込いただく際にご利用いただけるお申込フォーマットを掲載しております。ぜひご利用下さい。

### 【ファイルの保存方法】

保存したいファイル(PDF、一太郎、WORDファイル)のアイコン上にカーソルを置き、右クリックします。次に、メニュー内の「対象をファイルに保存(Internet Explorerの場合)」を選択し、保存します。

### ■ S-JET認証サービス申込書

JETが中立・公正な第三者の立場から製品試験及び工場調査を実施する「S-JET認証」のお申込フォーマットが掲載されています。

### ■ JET認証部品等登録サービス申込書

S-JET認証などに使用する部品について、予めその部品を登録し、そのデータを活用する「JET認証部品等登録サービス」のお申込書が掲載されています。

### ■ 給水器具等の認証申込書

給水器具の認証お申込書が掲載されています。

### ■ 住宅用ブレーカー認証申込書

「配線用遮断器」及び「漏電遮断器」専用の認証申込書が掲載されています。

### ■ 適合性検査申込書

電気用品安全法に基づく特定電気用品の適合性検査をお申込いただく際のフォーマットが掲載されています。

### ■ 電気用品安全法関連サービス依頼書

電気用品安全法に係る型式の区分の整理、事業開始届・変更届に係るご相談、略称表示承認・登録商標届に係るご相談等についてお申込いただく際のフォーマットが掲載されています。

### ■ 型式の区分

電気用品安全法に基づく「電気用品製造(輸入)事業届出書」及び「事業届出事項変更届出書」の提出のために管理しなくてはならない、施行規則別表第二の「型式の区分」が掲載されています。

### ■ JET総合支援サービス依頼書

電気用品安全法に係る対象・非対象、型式の区分の解釈、電気用品の表示の方式、各種技術基準の解釈、海外認証取得、社内セミナーへの講師派遣等の各種ご相談についてお申込いただく際のフォーマットが掲載されています。

### ■ 試験依頼書

ご希望の内容に沿った各種依頼試験をお申込いただく際のフォーマットが掲載されています。

(企画広報部)

## 刊行物のご案内

### 書籍「J 60335-1(3版-H14/家電機器通則) JET 版」

本誌各号にてご案内させていただいております電気用品安全法の技術基準省令第2項(通称:IEC-J)の規格内容が平成14年7月1日より改正となりました。

(IEC60335-1の第3版アンドメント2の内容が追加されました)

今回の改正にともない、JETでは、新基準に対応する書籍「J 60335-1 JET 版」を編集し、販売を開始いたしましたので、この機会にぜひご利用下さい。

また、以前からご好評を頂いております「J 60335-1 解説書」(平成12年10月発行、A4約120頁)につきましても、引き続き販売を行っておりますので、あわせてご利用下さい。(解説書にはアンドメント2の内容は含まれておりません。)

○体裁 A4 約200頁

○発行日 平成14年7月

○頒価

J-60335-1新JET版 3,500円(税別・送料別)

J-60335-1新JET版+J-60335-1解説書(単価3,500円)

5,000円(税別・送料別)

#### お申込先

#### 電気製品安全センター

TEL:03-3466-9203 FAX:03-3466-9204

E-mail:center@jet.or.jp

#### 内容に関するお問い合わせ先:技術規格部

TEL:03-3466-9241 FAX:03-3466-5288

### 書籍「CCC認証制度に伴う施行規則(和訳版)」

本誌17号でご案内いたしましたとおり、中国CCC認証制度の施行規則のうち電気・電子に関する23の施行規則の和訳版を収録した書籍15巻が完成しましたので、ご案内申し上げます。これらの書籍は、CCC認証を取得する企業の皆様にお役立て頂けるものと存じますのでぜひご利用下さい。

なお、中国の新認証制度の詳細を和訳した刊行物「中国の新しい強制製品認証制度について」(価格1,000円、税込・送料別)もご用意いたしておりますので、あわせてご利用下さい。

○発行日 平成14年6月

○頒価(税込・送料別)

No	施行規則編題名	施行規則No	施行規則題名	価格
1	電線	CNCA-01C-001:2001	電線及びケーブル類:コードセット	¥3,000
		CNCA-01C-002:2001	電線及びケーブル類電線及びケーブル(CABL)	
2	配線器具-1	CNCA-01C-003:2001	回路デバイス、取り付け保護デバイス、接続デバイス用スイッチ 家電品及び類似の汎用機器用プラグ及びコンセント	¥2,000
		CNCA-01C-005:2001	回路デバイス、取り付け保護デバイス、接続デバイス用スイッチ 工業用プラグ及びコンセント	
3	配線器具-2	CNCA-01C-004:2001	回路デバイス、取り付け保護デバイス、接続デバイス用スイッチ 家電品及び類似の固定電気機器用スイッチ	¥1,000
4	配線器具-3	CNCA-01C-006:2001	回路デバイス、取り付け保護デバイス、接続デバイス用スイッチ 家電品及び類似の汎用機器用カプラー	¥1,000
5	配線器具-4	CNCA-01C-007:2001	回路デバイス、取り付け保護デバイス、接続デバイス用スイッチ サーマルリンク	¥2,000
		CNCA-01C-009:2001	回路デバイス、取り付け保護デバイス、接続デバイス用 スイッチカートリッジヒューズリンク式ミニチュアヒューズ	
6	配線器具-5	CNCA-01C-008:2001	回路デバイス、取り付け保護デバイス、接続デバイス用スイッチ 家庭用及び類似の固定電気絶縁のアクセサリー用外郭	¥1,000
7	開閉器及び 保護装置	CNCA-01C-010:2001	低電圧電気装置／低電圧開閉器アセンブリ	¥3,000
		CNCA-01C-011:2001	低電圧電気装置／スイッチ及び制御機器	
		CNCA-01C-012:2001	低電圧電気装置／設備保護機器	
8	小出力モーター	CNCA-01C-013:2001	小出力モーター	¥1,000
9	電動工具	CNCA-01C-014:2001	電動工具	¥1,000
10	電気溶接機	CNCA-01C-015:2001	電気溶接機	¥1,000
11	家電機器	CNCA-01C-016:2001	家電機器	¥1,000
12	AV機器	CNCA-01C-017:2001	AV機器	¥3,000
		CNCA-01C-018:2001	AV装置／サウンドおよびテレビジョン信号のケーブル分配システムの 装置および構成部品(EMC)	
		CNCA-01C-019:2001	AV装置／衛星テレビ受信機(EMC)	
13	情報処理設備	CNCA-01C-020:2001	情報処理機器	¥2,000
		CNCA-01C-021:2001	情報処理設備／金融及び貿易業務用設備(EMC)	
14	照明機器	CNCA-01C-022:2001	照明機器	¥1,000
15	通信機器	CNCA-07C-031:2001	通信端末機器	¥1,000

(注): 施行規則には、適用範囲、適用規格、工場検査の実施方法、認証マークの使用等が含まれております。

#### お申し込み・お問い合わせ先

国際事業部 TEL:03-3466-9818 FAX:03-3466-5297 E-mail:kokusai@jet.or.jp

# JET認証部品等登録サービスのご案内

電気製品に使用される部品・材料登録制度(CMJ登録制度)の拡大を目指して!

電気用品取締法の下で「電気用品部品・材料任意登録制度」は、部品・材料(サーモスタット、ブラウン管、絶縁物の使用温度の上限値、ボールプレッシャー、機器用被覆電線の難燃性等)の試験を予め実施し、技術基準の要求事項に適合するものを登録・活用することによって試験時間等の合理化を図ってきました。

しかしながら、近年では認証形態の多様化(電気用品安全法、Sマーク認証、IECEE-CB制度等)が進んできたため、これら製品認証全てに活用できる制度に改善することとし、平成13年4月より「電気製品に使用される部品・材料登録制度(CMJ登録制度)」と名称を変更し、新たな制度としてスタートしました。(旧電気用品部品・材料任意登録制度の下で登録済みの部品等についても、新制度の下で活用されます。)

CMJ登録制度では、電気製品を認証する際に適用される規格(電安法技術基準、IEC規格等)において、安全性を試験によって確認することが要求されている全ての部品・材料(コンデンサー、スイッチ、リレー、材料の試験方法等)を登録の対象としており、本制度の登録品は、複

数の認証機関で活用される特徴を持っています。

本制度の登録手順としては、JET認証部品等登録サービスによる登録(機関内登録)の後に電気用品部品・材料認証協議会(CMJ)の審査・承認を受け、登録されます。

CMJ登録制度の拡大により、部品・材料メーカーの皆様にとって、セットメーカーからの需要の増加等が見込み、登録品を使用するセットメーカーの皆様にとっては、認証時間の短縮・費用の軽減等が図れます。

JETでは、CMJ登録制度の拡大を目指し、JET認証部品等登録サービスによるお申込をお受けしておりますので、是非ともご利用下さい。

なお、既にJET認証部品等登録サービスの登録がお済みの部品等につきましても、ご希望によりCMJ登録制度への登録が可能です。

(お問合・お申込先)

東京事業所 TEL:03-3466-5234/FAX:03-3466-9219

横浜事業所 TEL:045-582-2151/FAX:045-582-2671

関西事業所 TEL:06-6491-0251/FAX:06-6498-5562

## 試験現場 NOW <10>

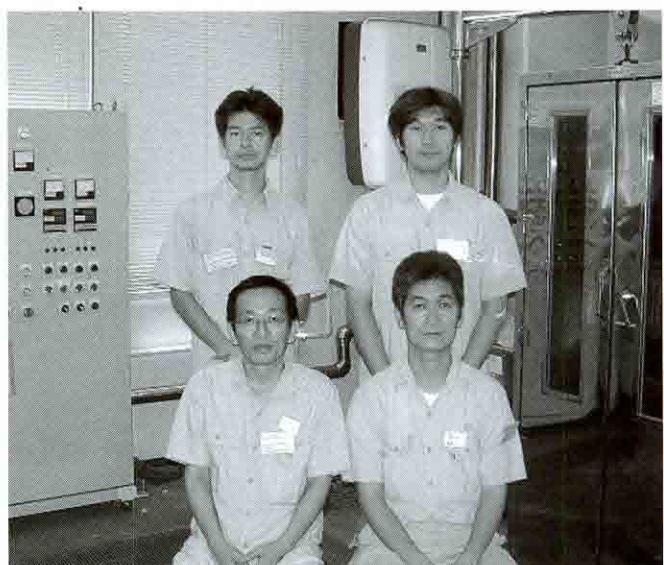
### 横浜事業所の自販機・水物グループ

私たちのグループは、電気用品安全法に基づく特定電気用品の「自動販売機・電気ポンプ等」及び第三者認証制度に基づく「電気洗濯機・電気食器洗い機等」の安全試験を行っております。

これらの製品は水を利用した電動力応用機器で、多くの不特定多数の消費者並びに一般家庭で使用される製品で、かつ、使用状態も屋外・水中・台所等と電気製品にとっては厳しい環境下で使用されます。そのためには電気的高度な安全性が確保されなければ、大事故や災害に繋がる可能性があります。したがって、試験業務には高度な試験技術及び試験規格の解釈などが要求されます。

また、JIS規格対応の試験装置として、電気ポンプのJIS C 9335-2-41「15.1.1:耐湿性」に基づき水中ポンプの最大運転深さに等しい水圧(Max0.3MPA)を加えることが出来る気密加圧タンクを有しています。なお、この気密加圧タンクはJIS C 0920のIPコードの試験にも対応しています。

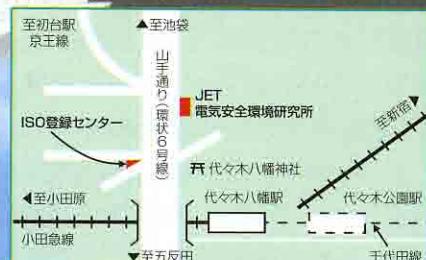
当グループは、長年の試験業務で培った高い知識と経験を生かして試験期間短縮を図り、適合証明書並びに認証ご希望日をはじめお客様の多種多様なニーズに対応出来るよう努力してまいりますので、お気軽にご相談下さい。



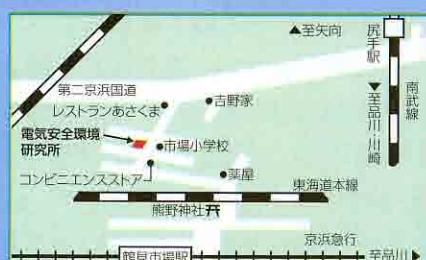
横浜事業所 自販機・水物グループ  
TEL: 045-582-2341  
FAX: 045-582-2347

# <お問い合わせの際はこちらまで>

<b>【本 部】</b>	<b>TEL</b>	<b>FAX</b>
●東京事業所 tokyo@jet.or.jp	03-3466-5234	03-3466-9219
●事業推進部 bdp@jet.or.jp	03-3466-5160	03-3466-5297
●製品認証部 pcd@jet.or.jp	03-3466-5183	03-3466-5250
●工場調査部 info@jet.or.jp	03-3466-5186	03-3466-9817
●研究部 info@jet.or.jp	03-3466-5126	03-3466-5204
●国際事業部 okusai@jet.or.jp	03-3466-9818	03-3466-5297
●技術規格部 info@jet.or.jp	03-3466-9241	03-3466-5296
●企画広報部 center@jet.or.jp	03-3466-5162	03-3466-9204
●電気製品安全センター center@jet.or.jp	03-3466-9203	03-3466-9204
●総務部 info@jet.or.jp	03-3466-5307	03-3466-5106

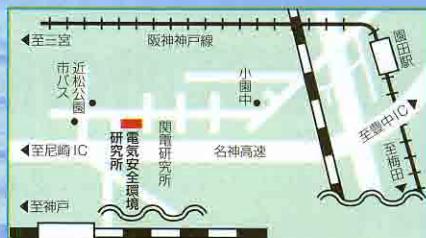


■本部 〒151-8545 東京都渋谷区代々木5-14-12  
■ISO登録センター 〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町33-8  
(元代々木サンサンビル)



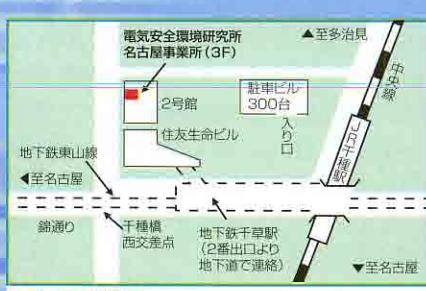
■横浜事業所 〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮  
1-12-30

<b>【ISO登録センター】</b>	<b>TEL</b>	<b>FAX</b>
●管理部 isorc@jet.or.jp	03-3466-9690	03-3466-8388
●品質認証部 jetqm@jet.or.jp	03-3466-9741	03-3466-8388
●環境認証部 jetec@jet.or.jp	03-3466-9242	03-3466-9820



■関西事業所 〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺3-9-1

<b>【横 浜 事 業 所】</b>	<b>TEL</b>	<b>FAX</b>
●横浜事業所（代表） yokohama@jet.or.jp	045-582-2151	045-582-2671



■名古屋事業所 〒461-0004 愛知県名古屋市東区葵3-15-31  
(住友生命千種第2ビル3階)

<b>【関 西 事 業 所】</b>	<b>TEL</b>	<b>FAX</b>
●関西事業所（代表） kansai@jet.or.jp	06-6491-0251	06-6498-5562

<b>【名 古 屋 事 業 所】</b>	<b>TEL</b>	<b>FAX</b>
●名古屋事業所（代表） nagoya@jet.or.jp	052-937-6131	052-937-6131